

# が け に 関 す る 調 書

- 本調書は、三重県建築基準条例第6条に適合していることを明示するものです。
- 「がけ」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（擁壁、工作物を含む。）で、その高さが2メートルを超えるものをいいます。
- 申請建築物の敷地に「がけ」がある場合は、下記の該当する箇所に○印を付してください。
- 配置図にがけの該当位置を明示し、がけ付近の断面図を添付してください。また、必要な場合は関係図書や検討資料を添付してください。（三重県建築基準法施行細則第4条）

(1)	2H確保（建築物が、がけの下端又は上端からその高さHの2倍以上離れている場合。）	
(2)	がけ等の安全性確認	
	① 切土によるがけで、土質によりその勾配が一定の範囲内にあり、安全上支障がないことを確認。	
	② がけが硬岩盤で、安全上支障がないことを確認。	
	③ 土質試験等に基づき地盤の安定計算を行い安全を確認。	
	④ 建築基準法による擁壁。 （工作物の検査済証）	〔 検査済証番号 検査済証交付日 年 月 日 〕
	⑤ 宅地造成等規制法施行令に適合する擁壁。	〔 築造年月日 年 月 日 〕
	⑥ 都市計画法による開発時に築造された擁壁。	〔 検査済証番号 検査済証交付日 年 月 日 〕
	⑦ 急傾斜地崩壊防止施設あり、又は地すべり防止施設あり。	
	⑧ 高さ5m以下の擁壁で、有害な沈下、はらみ出し、出水、ひび割れ等がなく、安全を確認。	
(3)	建築物等による対策	
	① 建築物をがけの上に建築する場合、建築物の基礎ががけの下端から水平面に対し30度の角度をなす面の下方に達することを確認し、かつ、安全上支障がないことを確認。	
	② がけ下の建築物で、がけに面し、がけ崩れの被害のおそれのある部分の基礎及び外壁をRC造とする。	
	③ がけ下の建築物で、がけと建築物の間に、がけ崩れ被害防止施設（流土止）を設ける。	
協議内容・所見等		

参考：三重県建築基準条例解説2010年版

※上記内容が設計図書に記載されている場合は、本調書の添付は不要です。

設計者

印